

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

申出者が政党その他の政治団体の場合

(宛先)

諏訪市選挙管理委員会委員長

署名又は記名押印

〇年〇月〇日

諏訪太郎 後援会  
代表者 諏訪次郎  
諏訪市高島2345-6  
(電話番号) 0266-52-4142

<申請時必要書類>  
●政党その他の政治団体の閲覧  
①閲覧申出書（政治活動）  
②政治団体設立届出書の写  
③政治活動の実績を示す資料（現職の議員等が所属していない団体）  
④承認法人に関する申出書⇒法人に閲覧事項を取扱わせる場合  
※閲覧者は、官公署が発行する写真が貼付された身分証明書（必須）を持参

申出者 氏名  
住所  
(電話番号)

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。) 例：後援会定期総会に伴う案内状送付のため 後援会名簿の加除を行うため
3 閲覧者の氏名及び住所	諏訪 花子 諏訪市高島1234-5 ※閲覧する者の全員の氏名・住所を記載すること。 欄がなければ「別紙記載」とする。
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 管理責任者 諏訪花子（後援会出納責任者） 保管方法等 後援会事務所金庫内に保管し、名簿整理が出来次第〇年〇月〇日までにシュレッダ-廃棄。
5 閲覧対象者の範囲	第10投票区～第15投票区から各20件 合計120件
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。) 閲覧者の諏訪花子は後援会の役職員（出納責任者）であり、申出者の指定する者である。 ※（承認法人の申出をして、閲覧者とする場合） 別紙「承認法人に関する申出書」に記載する、承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者として指定します。
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 候補者となる公職の職名： 現在就いている公職の職名：
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない 個人情報保護の観点から政治団体等の役職員又は構成員の全てが閲覧事項を取扱うことはできない。 閲覧者以外に閲覧事項を取扱わせる場合は、ここで指定する。（役職員又は構成員に限る）
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	諏訪太郎後援会役職員（事務長ほか5名）
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない 株式会社等の法人に閲覧事項を取扱わせる場合は「する」に☑し「承認法人に関する申出書」を提出すること。 承認法人となった場合は承認法人閲覧事項取扱者も閲覧者になれる。（この時、閲覧者に指定する必要あり）
備考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者〔少なくとも1人〕の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)(閲覧希望日時について記載すること。) 閲覧希望日時：〇年〇月〇日 午前10時から午後2時まで (添付書類) ○政治団体の届出書の写し ○規則第3条の2第2項ただし書きの規定に該当するため、「政治活動の実績を示す資料」は省略 ○公職にある者 諏訪 太郎（諏訪市議会議員） 政治活動の実績を示す資料は、政治団体の予算書・事業計画書の写し・前年の収支報告書の写し・機関紙等

備考 1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。  
2 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。  
3 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。